

氏 名 ^{たかはし} 高橋 ^{あきら} 晃
学位の種類 博士 (医学)
学位授与年月日 平成 23 年 3 月 25 日
学位授与の条件 学位規則第 4 条第 1 項
研究科専攻 東北大学大学院医学系研究科 (博士課程) 医科学専攻
学位論文題目 成年後見制度における医療行為の同意に関する研究

論文審査委員 主査 教授 八重樫 伸生
教授 舟山 眞人 教授 木村 芳孝

論文内容要旨

【目的】本研究では、成年被後見人が医療行為を要する際の現状を把握し、医療行為の同意に関する課題を探るとともにその解決策を示すことを目的とした。

【方法】仙台市内の介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設計 63 施設に対し、成年後見制度の利用状況と医療行為の同意に関する実態並びに意識調査を実施し (調査 I、回答施設数 44、回答率 69.8%)、また宮城県社会福祉士会所属で現在後見人の業務を受任している社会福祉士 40 名のうち、NPO 法人ぬくもりの里 せんだい・みやぎ成年後見支援ネットの相談員を介して調査に同意いただいた社会福祉士 11 名 (全員回答) に対し医療行為の同意に関する実態及び意識調査を行った (調査 II)。

【結果】調査 I において、医療行為の同意を求められた事例は 5 施設で 8 例あり、その内訳は、予防接種及び延命措置が各 2 例、検査、投薬、注射及び手術が各 1 例であった。望ましい同意権者については家族・親族が 23 施設 (33%)、成年後見人 18 施設 (26%)、医師 8 施設 (12%) 等であった。調査 II において、医療行為に関する同意を求められたことがある者は 8 名で、その内訳は予防接種 8 例、検査 4 例、手術 3 例、延命措置 2 例等であった。また 4 名は同意が得られないため必要な医療処置を受けられない事例を経験していた。望ましい同意権者については成年後見人 8 名 (31%)、医師 7 名 (27%)、家族・親族が 5 名 (19%) 等であった。

【結論】現状では、調査Ⅰ及び調査Ⅱにおいて施設及び社会福祉士が医療行為の同意を求められる場合があり、調査Ⅱでは成年後見人等の同意が得られないため適切な医療を受けられない事例も存在することが明らかとなった。今後、医療行為の同意を得るための適切な制度を早急に検討する必要性が示唆された。その選択肢の一つとして、成年後見人を活用した制度の枠組みを検討すべきであるとする。

審査結果の要旨

博士論文題名 成年後見制度における医療行為の同意に関する研究

所属専攻・分野名 医科学 専攻・ 婦人科学 分野

学籍番号 氏名 高橋 晃

現在、診療契約と個別医療行為の同意とは別個に考えられており、患者本人に同意能力がない場合でも、成年後見人、保佐人、補助人及び任意後見人には、本人に代わり医的侵襲行為に関して同意を与える権限はないとされている。従って、成年後見人等は、医療契約や入院契約を結ぶ等の権限は有していても、個々の医療行為への同意権は付与されていない。そのため、問題となる事例も生じているとされている。本研究では、この問題点に着目し、調査Ⅰで仙台市内の高齢者施設等に対し、成年後見制度の利用状況、医療行為の同意に関する実態及び意識調査を実施し、調査Ⅱでは、実際に成年後見業務に従事する社会福祉士に対し、医療行為の同意に関する実態及び意識調査を実施している。両調査ともに、医療行為の同意を求められる事例があり、調査Ⅱでは、成年後見人等の同意が得られず、適切な医療が受けられない事例が存在することも明らかにしている。結論として、今後、医療行為の同意を得るための適切な制度を検討する必要性を示し、その選択肢の一つとして、成年後見人を活用した制度の枠組みを検討すべきであることを提言している。

第一次審査において、目的・研究デザインと考察・結論との対応が不十分であり、また考察自体も浅く、自身の考えが足りない等の指摘がなされたが、指摘を踏まえ修正・加筆されている。このような医療行為の同意に関する調査事例は少なく、高齢者施設等及び社会福祉士の双方で医療行為の同意が問題となる事例があり、同意がないために適切な医療行為に結びつかない事例が存在する点を明らかにした点には意味がある。また、これに加え、高齢者医療施設等に家族等同意を得る対象がいない者が存在し、今後医療行為の同意に関する問題が生じる可能性がある点を指摘し、適切な制度の枠組みを整備すべき点を指摘している点にも意味がある。更に、医療従事者には未だ成年後見制度に対する理解度は低く、同制度の理解のためにも意義があるものと考ええる。

よって、本論文は博士（医学）の学位論文として合格と認める。